

# 財政援助団体等監査



3 重高監第 3 号

令和 3 年 4 月 9 日

様

高知市監査委員	細川哲也
高知市監査委員	金子努
高知市監査委員	福島明
高知市監査委員	川村貞夫

令和 2 年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施し、  
同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出し  
ます。



# 財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の対象

令和元年度に財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、また、出資している団体で地方自治法施行令第140条の7で定めるもののうち、主として令和元年度の事務事業の執行状況、さらに、公の施設の管理を行わせているものは、主として令和元年度の当該施設の管理に係るものの出納その他の事務の執行について、次の団体を監査の対象とした。

### 財政援助団体（補助金交付団体）

団 体 名	補 助 金 の 名 称	所管課
一般社団法人 未来のこどもクラブ	高知市民間放課後児童クラブ運営費補助金	こども未来部 子ども育成課
特定非営利活動法人 はるの・わくわくぽけっと	高知市地域子育て支援拠点事業費補助金	
株式会社ニチイ学館		こども未来部 保育幼稚園課
社会福祉法人 高知県福祉事業財団	高知市民営保育所施設整備事業費補助金 (丸の内保育園)	

### 出 資 団 体

出 資 団 体 名	所管課
公益財団法人 高知市スポーツ振興事業団	教育委員会事務局 スポーツ振興課

### 指定管理者

指 定 管 理 者 名	施 設 名	所管課
入交住環境株式会社	高知市立龍馬の生まれたまち記念館	商工観光部 観光振興課

## 第2 監査の期間

補助金交付団体	令和2年8月21日から令和3年3月29日まで
出資団体	令和2年11月6日から令和3年3月29日まで
指定管理者	令和2年10月1日から令和3年3月29日まで

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、高知市監査基準に準拠し、監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、必要に応じてそれぞれの関係者及び関係職員から説明を受け、質疑を行うとともに、現地に出向き監査を実施した。

なお、補助金を所管している課の当該補助金に係る事務及び指定管理施設を所管している課の指定管理に係る事務の執行についても監査を実施した。

## 第4 監査の結果

監査した結果、財政援助団体等に関する出納その他の事務及び事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

また、これらの他にも、軽易な事項について、改善、検討を要する事項が見受けられたが、監査の過程でその都度指導したので省略する。

以下、監査対象別に監査の結果を述べることとする。

財政援助団体（補助金交付団体）  
一般社団法人 未来のこどもクラブ

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市民間放課後児童クラブ運営費補助金  
 (2) 補助金額 9,381,000 円  
 (3) 所管課 こども未来部 子ども育成課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、放課後等における児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブにおいて実施する事業に対し、高知市民間放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱に基づき交付したものである。

- (1) 交付決定日 平成31年4月1日  
 (2) 支払方法 概算払  
 (3) 補助事業変更等承認日 令和2年3月25日  
 (4) 補助金額確定日 令和2年3月31日

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和元年11月13日	4,493,000		9,381,000
令和2年5月20日	4,888,000	0	
合計	9,381,000		

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
高知市補助金	9,381,000	人件費	6,004,467
保護者負担金	1,445,000	その他経費	4,959,689
自己資金	167,406	その他経費（対象外）	29,250
合計	10,993,406	合計	10,993,406

5 補助金の使途について

補助対象事業は、放課後児童健全育成事業所として運営する放課後児童クラブを市内に設置して実施する放課後児童健全育成事業等であり、補助対象経費は、放課後児童クラブの運営に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、当該補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 6 監査の結果

交付申請書，事業計画書，収支予算書，事業実績報告書，収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ，おおむね適正に実施されていると認められた。

### こども未来部子ども育成課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ，補助対象事業の認定，補助金額の算定及び交付方法など，補助金に係る事務は，おおむね適正に執行されているものと認められた。



## 特定非営利活動法人 はるの・わくわくぼけっと

### 1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市地域子育て支援拠点事業費補助金
- (2) 補助金額 5,506,000円
- (3) 所管課 こども未来部 子ども育成課

### 2 補助金の交付について

当団体への補助金は、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業に対して、高知市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱に基づき交付したものである。

- (1) 交付決定日 平成31年4月1日
- (2) 支払方法 概算払
- (3) 補助金額確定日 令和2年3月31日

### 3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

#### 補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
平成31年4月25日	2,753,000		
令和元年10月25日	2,753,000	0	5,506,000
合計	5,506,000		

### 4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

#### 補助対象事業決算状況

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
高知市補助金	5,506,000	人件費	4,553,602
事業収入	97,140	その他経費	1,058,332
その他収入	8,794		
合計	5,611,934	合計	5,611,934

### 5 補助金の使途について

補助対象事業は、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を開設し、要綱に規定された実施方法により子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業であり、補助対象経費は、地域子育て支援拠点の運営に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、当該補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 6 監査の結果

交付申請書，事業計画書，収支予算書，事業実績報告書，収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ，おおむね適正に実施されていると認められた。

### こども未来部子ども育成課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ，補助対象事業の認定，補助金額の算定及び交付方法など，補助金に係る事務は，おおむね適正に執行されているものと認められた。

## 株式会社ニチイ学館

### 1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市地域子育て支援拠点事業費補助金
- (2) 補助金額 4,000,000円
- (3) 所管課 こども未来部 保育幼稚園課

### 2 補助金の交付について

当団体への補助金は、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の開設を準備する整備事業に対して、高知市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱に基づき交付したものである。

- (1) 交付決定日 令和2年1月6日
- (2) 支払方法 完了払
- (3) 補助金額確定日 令和2年3月31日

### 3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和2年5月20日	4,000,000	0	4,000,000

### 4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
高知市補助金	4,000,000	施設整備費	8,415,000
自己資金	4,415,000		
合計	8,415,000	合計	8,415,000

### 5 補助金の使途について

補助対象事業は、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を開設し、要綱に規定された実施方法により子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の開設を準備する整備事業であり、補助対象経費は、ニチイキッズ一宮南保育園に併設する地域子育て支援拠点の新規開設に係る施設整備に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、当該補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 6 監査の結果

交付申請書，事業計画書，収支予算書，事業実績報告書，収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ，おおむね適正に実施されていると認められた。

### こども未来部保育幼稚園課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ，次のとおり改善を要する事項が認められたので，必要な対応を図るなど，今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

#### (1) 補助事業の実績報告に係る要件審査の結果について調書等を適切に作成していないもの

補助事業の実績報告に係る要件審査の結果について調書等を適切に作成していない事例が見受けられた。

本件補助事業は，地域子育て支援拠点施設を開設準備する整備事業に対して補助金を交付するものであるが，補助金額確定に係る起案文書に，地域子育て支援拠点実施要綱に定める広さ等の要件を満たしたものとなっているかを確認した記載や調書及び写真等の資料が添付されておらず，要件審査が適切に行われたのかを確認できなかったものである。

補助事業の実績報告に係る要件審査の結果については，補助金等の交付に関する条例等に基づき，調書等を適切に作成されたい。

## 社会福祉法人 高知県福祉事業財団

### 1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市民営保育所施設整備事業費補助金（丸の内保育園）
- (2) 補助金額 281,478,000 円
- (3) 所 管 課 こども未来部 保育幼稚園課

### 2 補助金の交付について

当団体への補助金は、児童福祉の増進を図るため、市長の認可を受けて設置された民営保育所の施設整備事業に対して、高知市民営保育所施設整備事業費補助金交付要綱に基づき交付したものである。

- (1) 交 付 決 定 日 平成30年11月22日
- (2) 支 払 方 法 完了払
- (3) 補助事業変更等承認日 平成31年3月29日（1回目）、令和元年11月30日（2回目）
- (4) 補 助 金 額 確 定 日 令和2年3月31日

### 3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和2年5月19日	281,478,000	0	281,478,000

### 4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
高 知 市 補 助 金	281,478,000	固 定 資 産 取 得 費	476,712,000
設 備 資 金 借 入 金 収 入 等	100,000,000		
自 己 資 金	95,234,000		
合 計	476,712,000	合 計	476,712,000

### 5 補助金の使途について

補助対象事業は、市長の認可を受けて設置された民営保育所の施設整備を行う事業であり、補助対象経費は、丸の内保育園の耐震化等に係る施設の増改築に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、当該補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 6 監査の結果

交付申請書，事業計画書，収支予算書，事業実績報告書，収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ，おおむね適正に実施されていると認められた。

### こども未来部保育幼稚園課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ，補助対象事業の認定，補助金額の算定及び交付方法など，補助金に係る事務は，おおむね適正に執行されているものと認められた。

## 出資団体

### 公益財団法人 高知市スポーツ振興事業団

#### 1 法人の概要について

##### (1) 設立年月日

平成 13 年 3 月 22 日（平成 24 年 4 月 1 日 財団法人から公益財団法人に移行）

##### (2) 設立の目的

当法人は、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツ活動に親しむことができるよう各種スポーツ事業を実施するとともに、快適で安全なスポーツ施設の提供を行い、健康で文化的な市民生活の実現に寄与することを目的としている。

##### (3) 事業の概要

当法人の定款第 4 条に定められた事業は、次のとおりである。

- ① スポーツ教室、イベント開催などのスポーツ振興事業の実施
- ② スポーツ施設の管理運営
- ③ スポーツ振興に関する啓発普及活動
- ④ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

#### 2 出捐金について

当法人における出捐金は 5,000 万円であり、全額を高知市が出捐しているものである。（令和 2 年 3 月 31 日現在）

上記出捐金は、当法人において、定款第 5 条第 2 項の規定に基づき、全額基本財産とされており、定期預金として管理されている。

また、出捐証は、会計管理者において保管されている。

#### 3 決算状況について

令和元年度の決算状況は、経常収益 3 億 8,545 万円に対し、経常費用 3 億 6,414 万円で、経常収支は 2,130 万円の黒字となっており、経常外収支は生じていないことから、当期の一般正味財産は 2,130 万円の増額となっている。正味財産期首残高 6,083 万円に、当期正味財産増減額を加えた正味財産期末残高は 8,214 万円となっている。

#### 4 事業の実施状況について

当法人は、公益目的事業として、スポーツ振興に関する事業、スポーツ施設の管理運営、スポーツ振興に関する啓発普及事業を行うとともに、職員の各種資格の取得・更新を進めている。

なお、指定管理者として管理運営を行っている各施設の利用状況は、次の表のとおりである。

（単位：人、千円）

	令和元年度		平成 30 年度		対前年度比較	
	利用者数	利用金額	利用者数	利用金額	利用者数	利用金額
総合運動場	394,996	79,976	452,763	91,158	△57,767	△11,182
東部総合運動場	295,814	53,510	312,731	57,053	△16,917	△3,543
針木運動公園	8,000	1,364	9,130	1,318	△1,130	46
城ノ平運動公園	11,466	1,235	12,911	1,542	△1,445	△307
土佐山運動広場	2,323	165	2,759	221	△436	△56

## 5 監査の結果及び意見

当法人が指定管理者として管理運営を行っている高知市総合運動場等については、建設から約20年を経過し老朽化が進行している。基本協定書によれば、指定管理者が実施できる修繕等は、小規模な修繕や補修程度に限られていることから、市において長期的視点からの施設維持や改修計画の策定等の検討を行う必要があると認められる。については双方で十分な連携を図りつつ、健全な施設管理に努められたい。

当法人に係る出納その他の事務の執行状況については、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

### (1) 役員の報酬について

役員である理事及び監事の報酬につき、公益財団法人高知市スポーツ振興事業団定款第30条で、評議員会において別に定める総額の範囲内と規定しているにもかかわらず、報酬総額を定めていない事例が見受けられた。

役員の報酬については、同定款に基づき、必要事項を適正に定められたい。



指定管理者  
入交住環境株式会社

1 指定管理の概要について

(1) 施設名

高知市立龍馬の生まれたまち記念館

(2) 所管課

商工観光部 観光振興課

(3) 指定管理期間・指名公募の別

平成28年4月1日～令和3年3月31日（5年間）・公募

(4) 施設の設置目的

坂本龍馬とそのゆかりの先人を顕彰するとともに、龍馬を愛する人々が交流し、及び市民が龍馬の生まれ育ったまちへの愛着と誇りをもって地域活動を推進する場を提供することにより、観光の振興及び豊かな地域社会の形成に寄与するため。

(5) 業務内容

- ① 管理運営のための体制の整備に関すること。
- ② 施設の使用に関すること。
- ③ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- ④ 記念館事業の運営に関すること。
- ⑤ ミュージアムショップの運営に関すること。
- ⑥ 利用料金に関すること。
- ⑦ その他管理運営に関し必要な業務

2 施設の利用状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開館日数（日）	365	365	363	348
展示館 利用者数（人）	42,765	59,733	43,144	35,193
ふれあいセンター 利用者数（人）	15,323	14,628	13,152	12,040

## 3 貸室の利用率

(単位：%)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ふれあい ホー ル	9時～12時	60.5	62.5	57.0	60.3
	13時～17時	62.2	63.6	60.3	65.8
	17時～	63.5	60.4	54.8	56.3
多目的室	9時～12時	66.8	54.5	55.4	62.4
	13時～17時	86.0	81.1	81.5	79.6
	17時～	85.2	85.0	79.9	83.0
和室 A	9時～12時	65.2	64.9	63.3	53.4
	13時～17時	58.4	57.0	57.6	66.1
	17時～	71.6	73.8	73.8	74.7
和室 B	9時～12時	60.8	56.2	56.7	59.5
	13時～17時	73.7	68.5	66.7	71.0
	17時～	64.3	67.7	66.7	70.1

※利用率の算定方法：利用コマ数（利用件数）／開館日数

## 4 指定管理に係る収支状況

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
<b>収入</b>				
指 定 管 理 料	25,492	17,520	18,500	18,834
利 用 料 金 収 入	11,052	14,228	10,650	8,788
観 覧 料	9,478	12,780	9,185	7,429
使 用 料	1,574	1,447	1,464	1,358
そ の 他 収 入	2,110	3,074	2,152	1,873
<b>収 入 計 ( A )</b>	<b>38,654</b>	<b>34,823</b>	<b>31,303</b>	<b>29,496</b>
<b>支出</b>				
人 件 費	17,989	17,752	17,754	19,255
光 熱 水 費	2,977	3,274	3,236	3,137
保 険 料	6	6	6	0
委 託 料	4,425	4,395	5,182	5,223
修 繕 費	312	203	889	177
事 業 費	563	729	727	746
消費税及び地方消費税	1,471	1,606	1,268	1,346
そ の 他 の 公 課 費	0	0	3	3
そ の 他	9,570	3,499	3,188	2,782
<b>支 出 計 ( B )</b>	<b>37,316</b>	<b>31,467</b>	<b>32,256</b>	<b>32,674</b>
<b>事業収支 (A) - (B)</b>	<b>1,337</b>	<b>3,355</b>	<b>△953</b>	<b>△3,177</b>

※表示単位未満を切り捨てているため、各項目等の金額を集計及び控除しても計等と一致しない。

## 5 監査の結果

出納その他の事務の執行については、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

### (1) 協定に基づく業務の執行を適正にしていないもの

基本協定仕様書の「施設及び設備の維持管理基準」及び「事業計画書」において、建築基準法に基づく建築物の定期調査を3年に1回実施するものとされているところ、実施年度である平成30年度に当該定期調査を実施していない事例が見受けられた。

協定に基づく業務の執行については、適正に行われたい。

## 商工観光部観光振興課における指定管理事務について

指定管理事務に関する書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

### (1) 協定に基づく業務の執行の確認を適正にしていないもの

基本協定仕様書の「施設及び設備の維持管理基準」及び「事業計画書」において定められている建築基準法に基づく建築物の定期調査業務の執行の確認が、適正に行われていない事例が見受けられた。

協定に基づく業務については、執行の確認を適正に行われたい。

### (2) 文書の作成を要する事務を適正にしていないもの

消費税の引上げに伴う利用料金の改定に当たり、基本協定書第12条に定める指定管理者が設定する利用料金の改定に係る事前承認を、文書によることなく行っている事例が見受けられた。

文書管理規程第3条によれば、事案の処理は、意思決定に至る過程並びに課の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成して行わなければならないとされている。

文書の作成を要する事務については、文書管理規程に基づき、適正に行われたい。

### (3) 美術品等の管理を適正にしていないもの

美術品等の管理に当たり、本市と指定管理者間の連絡や引継ぎが適切に行われておらず、美術品等の管理簿が更新されていないなど、美術品等の管理が適正に行われていない事例が見受けられた。

平成25年3月4日付け管財課長通知(24管第1545号)「別紙 消耗品適正管理指針」によれば、貴重な美術工芸品、骨董品等については重点的な管理の対象としており、備品に準じた管理を行わなければならない、個々の現物と管理簿等との照合による確認を行わなければならないとされている。さらに、指定管理者、委託業者等に管理等をさせているものについては、前述の貴重な美術工芸品、骨董品等に該当せずとも、重点的な管理が必要な物品に指定して、管理の対象とすることとされている。

紛失や盗難等のリスクも懸念されることから、美術品等の管理に関する事務については、適正に行われたい。